

○厚生労働省訓第37号

(部内一般)

厚生労働省の職員が国の用務以外の目的で海外に渡航する場合の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 7月11日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

厚生労働省の職員が国の用務以外の目的で海外に渡航する場合の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令
(改正内容は別添のとおり。)

附 則

この訓令は、平成29年 7月11日から施行する。